

広島県告示第三百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画公園事業

二・二・七〇九号 丸之内公園

三 事業施行期間

令和六年三月二十八日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県福山市丸之内二丁目地内

使用の部分

なし